

(メール通知)
4障第861号
令和4年12月12日

障害福祉サービス事業所・施設

障害児支援事業所・施設

設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔公印省略〕

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る実績報告書の提出について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本交付金を取得された事業者様におかれましては、実績報告書を提出する必要がありますので、次のとおり御提出をお願いします。

1 提出書類

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書
(基本情報入力シート、別紙様式3-1、別紙様式3-2) ※必須
- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る特別な事情に係る届出書
(別紙様式4) ※該当がある場合のみ

2 提出期限

令和5年1月31日(火)

3 提出方法

本報告は、下記インターネットによる入力フォームから、報告してください。

<https://logoform.jp/form/XG6n/190978>

なお、入力フォームにて入力が必要な項目は以下のとおりです。

【記載が必要な情報】

- (1) 法人名
- (2) 報告フォーム入力者名
- (3) 連絡先(電話番号、メールアドレス)
- (4) 報告単位
- (5) 様式のアップロード

4. 留意事項

- (1) 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当(ベースアップ等)の引き上げに充てるようにしてください。
- (2) ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金

改善に充て、実績報告書の提出までに交付金の合計額を上回る賃金改善を行ってください。

- (3) 本交付金は、「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）」のいずれかを取得している事業所が対象です。そのため、「就労定着支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援」は交付金申請の対象外となっておりますので、御注意ください。

- 賃金改善を開始した旨を県に報告 ← 案内済み
- 計画書等を提出（令和4年4月15日まで） ← 案内済み
- **実績報告書等を提出（令和5年1月31日まで）** ← 今回案内手続き

- (4) 入力フォームが「送信完了」画面に切り替わると、「入力内容を保存する」ボタンが表示されますので、印刷または電子データにて必ず保管してください。
- (5) 報告作業が完了した際には、「入力フォームに入力した」メールアドレス宛に、「確認メール」が自動送信されます。送信されるメールに入力内容は記載されておりますので、メール到達の確認は必ず行ってください。
- (6) 「送信完了」画面に移行したにもかかわらず、メールの到達が確認できない場合や、報告後に内容誤りのため修正が必要な場合は、本通知担当者宛にご連絡ください。

(参考) 愛媛県ホームページ

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」

トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/syogukaizen/rinzitokureikohukin.html>

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 福留 TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187
--